

10. 収入基準の判定方法

1. 世帯収入認定額とは（所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出）

$$\text{世帯収入認定額} = \frac{\text{収入のある方全員の1年分の総所得} - \text{下記表1の控除金額}}{12 \text{ (か月)}}$$

2. 申込みが可能な方

一般世帯 世帯収入認定額が158,000円以下

裁量世帯 世帯収入認定額が158,000円を超え214,000円以下

（裁量世帯とは下表のいずれかにあてはまる方となります）

ア	入居者が60歳以上の単身の方。又は、入居者全員が60歳以上の方 （18歳未満の方を含んでも良い）
イ	身体障害者（身体障害者手帳1～4級）の方がいる世帯
ウ	精神障害者（保険福祉手帳1～2級）の方がいる世帯
エ	知的障害者（療育手帳A1、A2）の方がいる世帯
オ	未就学児（小学校入学前の子供）がいる世帯
カ	戦傷病者（特別項症から第6項症）の方がいる世帯
キ	認定被爆者の方がいる世帯

3. 所得金額から控除できる内容

表1 所得額から控除する額（公営住宅法施行令による控除であり、所得税法とは異なります）

控除の種類		控除対象者	控除額
A	基礎控除振替分	給与所得又は年金所得がある人	一人につき10万円 (所得が10万円未満はその額)
B	所得金額調整控除振替分	給与所得と年金所得の両方がある人	一人最大10万円まで
C	扶養（同居）控除	入居予定家族のうち、申込者以外の人	一人につき38万円
D	扶養（遠隔地）控除	入居予定家族ではないが、所得税法上の扶養親族控除（別居扶養）の対象として認められている人	一人につき38万円
E	特定扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の人 （配偶者を除く）※年齢は10月1日現在の年齢 ※所得48万円以下の者に限る	一人につき25万円
F	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上の人	一人につき10万円
G	障害者控除	身体障害者手帳3級～6級 療育手帳（知的障害者）B1、B2 精神障害者保険福祉手帳2級～3級 戦傷病者手帳 特別障害者以外	一人につき27万円
H	特別障害者控除	身体障害者手帳 1級～2級 療育手帳（知的障害者）A1、A2 精神障害者福祉手帳 1級 戦傷病者手帳特別項症～第3項症 認定被爆者（医療特別手当又は特別手当受給者）	一人につき40万円

I	ひとり親控除	申込者本人または同居親族のうち所得のある寡婦（寡夫）で次（別表）の要件を満たす人	一人につき最大35万円
J	寡婦控除	申込者本人または同居親族のうち所得のある寡婦で次（別表）の要件を満たす人	一人につき最大27万円

※ひとり親とは、婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じくする子（所得が48万円以下）を有する単身者（配偶者がいない者）を言います。（事実婚の関係にある者は対象外）

※寡婦とは、夫と死別又は離婚した後婚姻をしていない者のうち、扶養親族がいる女性を言います。

（別表）

控除の種類		控除の条件		
I	ひとり親控除 （未婚でも可）	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の年間所得が500万円以下（婚姻歴や性別は問わない） ・生計を同じくする子がいる（所得が48万円以下） 		
J	寡婦控除 （女性のみが対象）	死別	子以外の扶養親族がいる	本人の所得が500万円以下
			扶養親族以外の子がいる	
		離別	子以外の扶養親族がいる	本人の所得が500万円以下
未婚	対象外（要件を満たせば、ひとり親控除の対象となる）			

4. 所得金額調整控除振替分（給与所得と年金所得の両方がある人が対象）が適用できる方

税法改正に伴い新設された「所得金額調整控除」による控除後の所得額が、10万円未満の人に対して所得額の全額を控除します。

例1. 65歳未満の人で給与所得と年金所得の両方があり、給与収入が58万円、年金収入が65万円の場合、給与収入に対する税法上の所得金額調整控除は55万円なので、所得額は3万円となります。また、年金収入に対する控除額は60万円なので、所得額は5万円となります。

両方の所得を足しても8万円なので、公営住宅入居要件の判定にあたっては、8万円を控除し所得0円として認定します。

例2. 65歳以上の人で給与所得と年金所得の両方があり、給与収入が56万円、年金収入が115万円の場合、給与収入に対する税法上の所得金額調整控除は55万円なので、所得額は1万円となります。また、年金収入に対する控除額は110万円なので、所得額は5万円となります。

両方の所得を足しても6万円なので、公営住宅入居要件の判定にあたっては、6万円を控除し所得0円として認定します。

例3. 65歳以上の人で給与所得と年金所得の両方があり、給与収入が62万円、年金収入が115万円の場合、給与収入に対する税法上の所得金額調整控除は55万円なので、所得額は7万円となります。また、年金収入に対する控除額は110万円なので、所得額は5万円となります。

両方の所得を足すと12万円なので、公営住宅入居要件の判定にあたっては「基礎控除振替分」10万円に加え「所得金額調整控除振替分」2万円の計12万円を控除し所得0円として認定します。

5. 世帯収入認定額と家賃分位

〈計算例〉

ケース1 給与所得者の場合

ケース1	夫：給与収入 440 万円 (所得金額 308 万円)	妻：パート収入 60 万円 (所得金額 5 万円)	子1：高校生 17 才	子2：中学生 14 才
	合計所得 (308 万円+5 万円)	扶養控除 - {(3 人× 38 万円)}	基礎控除振替分 + (1 人× 10 万円)	特定扶養控除 + (1 人× 5 万円) + (1 人× 25 万円)
	1 2 =月額 132,500 円 → 3 分位			

例(夫)

令和〇年分 合計所得金額		所得内訳		所得控除内訳		令和(明細) 市・県民税額	
種類	金額	種類	金額	種類	金額	市	県
雑所得	¥3,080,000	医療費	円	扶養控除	円	市	県
以下余白	円	社会保険料	円	基礎控除	円	市	県
給与収入額	¥4,400,000	地震保険料	円	配偶者特別控除	円	市	県
年金・退職 収入額	¥0	その他	円	その他	円	市	県
上記のとおり相違ないことを証明します。		令和 年 月 日		長崎市長		「公印は黒色の電子公印です」	

例(妻)

令和〇年分 合計所得金額		所得内訳		所得控除内訳		令和(明細) 市・県民税額	
種類	金額	種類	金額	種類	金額	市	県
雑所得	¥50,000	医療費	円	扶養控除	円	市	県
以下余白	円	社会保険料	円	基礎控除	円	市	県
給与収入額	¥600,000	地震保険料	円	配偶者特別控除	円	市	県
年金・退職 収入額	¥0	その他	円	その他	円	市	県
上記のとおり相違ないことを証明します。		令和 年 月 日		長崎市長		「公印は黒色の電子公印です」	

例(夫)

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	4,400,000	3,080,000		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数
有	従有	特定 本人 その他	特別 その他	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	

例(妻)

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	600,000	50,000		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数
有	従有	特定 本人 その他	特別 その他	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	

※夫の所得金額については、基礎控除振替分 10 万円迄、妻の所得金額については、同じく 5 万円を加算して控除するため所得金額は 0 円となる。

※収入としないもの → 生活保護、失業保険、遺族(恩給)年金、福祉(障害)年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得(生命保険契約などの満期戻金、その他)

◎家賃算定分位表

分位	区分	世帯収入認定額
1分位	一般	0円~104,000円
2分位		104,001円~123,000円
3分位		123,001円~139,000円
4分位		139,001円~158,000円
5分位		158,001円~186,000円
6分位		186,001円~214,000円

資格審査時に認定された分位により家賃が決定されます。(募集時に配布します募集住宅一覧表のウラ面、家賃<例>をご覧ください。)



ケース2 年金所得者の場合

ケース2	夫：年金収入 年間支給額 130万円 71才 妻：年間支給額 50万円 64才
	夫の所得額 下表-1-Bより1,300,000 - 1,100,000 = 200,000 妻の所得額 下表-1-Fより600,000以下のため = 0 合計所得 扶養控除 基礎控除振替分 $\frac{(20万円+0) - \{(1人 \times 38万円) + (1人 \times 10万円)\}}{12}$ =月額0円 → 1分位

年金所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年1月1日から支給されている方

2. 前年1月2日以降に支給されている方

源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	*****	
	氏名	*****	
種別	支払金額	源泉徴収金額	
年金	円 ***,***,***	円 ***,***,***0	
扶養親族等	本人	控除対象配偶者の有無等	

年金証書または改訂通知書に記載の年間総支給額

= 円

表-1

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

年齢		収入額	所得金額	控除 (基礎控除振替分)
65歳以上の方	A	1,100,000円以下	→ 0円	0円
	B	1,100,000円～3,299,999円	→ 収入額 - 1,100,000円	最大10万円
	C	3,300,000円～4,099,999円	→ 収入額 × 0.75 - 275,000円	10万円
	D	4,100,000円～7,699,999円	→ 収入額 × 0.85 - 685,000円	10万円
	E	7,700,000円～9,999,999円	→ 収入額 × 0.95 - 1,455,000円	10万円
65歳未満の方	F	600,000円以下	→ 0円	0円
	G	600,001円～1,299,999円	→ 収入額 - 600,000円	最大10万円
	H	1,300,000円～4,099,999円	→ 収入額 × 0.75 - 275,000円	10万円
	I	4,100,000円～7,699,999円	→ 収入額 × 0.85 - 685,000円	10万円
	J	7,700,000円～9,999,999円	→ 収入額 × 0.95 - 1,455,000円	10万円

ケース3 事業所得者の場合

ケース3	夫：前年1月1日以前に事業を始めている。 妻：無職 年間所得 250万円 47才 子1：高校生 16才 子2：中学生 13才
	<p>合計所得 扶養控除 特定扶養控除</p> $(250万円+0) - \{(3人 \times 38万円) + (1人 \times 25万円)\}$ <p style="text-align: center;">12</p> <p>=月額92,500円 → 1分位</p>

事業所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年1月1日から支給されている方

2. 前年1月2日以降に支給されている方

確定申告の控え

一	時	①	(確定申告の控え)
所得金額	事 業 等	①	25000000
	業 農 業	②	
	不 動 産	③	
	利 子	④	
	配 当	⑤	
	給 与	⑥	*****
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時	⑧	
	合 計	⑨	*****

(例) 6か月事業しているとき

$$6\text{か月の所得金額}(\ast) \div 6 \times 12$$

= 円

※1か月に満たない月は含みません

◎家賃算定分位表

分 位	区分	世帯収入認定額
1分位	一 般	0円～104,000円
2分位		104,001円～123,000円
3分位		123,001円～139,000円
4分位		139,001円～158,000円
5分位	特 別	158,001円～186,000円
6分位	《裁量》	186,001円～214,000円

◎控除振替分（所得金額調整）、扶養（同居・遠隔地）だけが控除対象の世帯のうち1～6人家族は下記の早見表で判定できます。

(1) 給与所得者が1人の場合の年間総収入金額

			本人を除く同居親族及び扶養親族数					
			1人	2人	3人	4人	5人	
総 収 入	一 般	1分位	0 ～ 2,043,999	0 ～ 2,583,999	0 ～ 3,127,999	0 ～ 3,663,999	0 ～ 4,135,999	0 ～ 4,611,999
		2分位	2,044,000 ～ 2,367,999	2,584,000 ～ 2,911,999	3,128,000 ～ 3,451,999	3,664,000 ～ 3,947,999	4,136,000 ～ 4,423,999	4,612,000 ～ 4,895,999
		3分位	2,368,000 ～ 2,643,999	2,912,000 ～ 3,183,999	3,452,000 ～ 3,711,999	3,948,000 ～ 4,187,999	4,424,000 ～ 4,663,999	4,896,000 ～ 5,135,999
		4分位	2,644,000 ～ 2,967,999	3,184,000 ～ 3,511,999	3,712,000 ～ 3,995,999	4,188,000 ～ 4,471,999	4,664,000 ～ 4,947,999	5,136,000 ～ 5,423,999
	特 別 （ 裁 量）	5分位	2,968,000 ～ 3,447,999	3,512,000 ～ 3,943,999	3,996,000 ～ 4,415,999	4,472,000 ～ 4,891,999	4,948,000 ～ 5,367,999	5,424,000 ～ 5,843,999
		6分位	3,448,000 ～ 3,887,999	3,944,000 ～ 4,363,999	4,416,000 ～ 4,835,999	4,892,000 ～ 5,311,999	5,368,000 ～ 5,787,999	5,844,000 ～ 6,263,999

※この表の所得金額算定は公営住宅法上の算定であり、所得税法上の算定とは異なります。

(2) 収入のある者全員の年間総合計所得金額

			本人を除く同居親族及び扶養親族数					
			1人	2人	3人	4人	5人	
合 計 所 得	一 般	1分位	0 ～ 1,248,000	0 ～ 1,628,000	0 ～ 2,008,000	0 ～ 2,388,000	0 ～ 2,768,000	0 ～ 3,148,000
		2分位	1,248,001 ～ 1,476,000	1,628,001 ～ 1,856,000	2,008,001 ～ 2,236,000	2,388,001 ～ 2,616,000	2,768,001 ～ 2,996,000	3,148,001 ～ 3,376,000
		3分位	1,476,001 ～ 1,668,000	1,856,001 ～ 2,048,000	2,236,001 ～ 2,428,000	2,616,001 ～ 2,808,000	2,996,001 ～ 3,188,000	3,376,001 ～ 3,568,000
		4分位	1,668,001 ～ 1,896,000	2,048,001 ～ 2,276,000	2,428,001 ～ 2,656,000	2,808,001 ～ 3,036,000	3,188,001 ～ 3,416,000	3,568,001 ～ 3,796,000
	特 別 （ 裁 量）	5分位	1,896,001 ～ 2,232,000	2,276,001 ～ 2,612,000	2,656,001 ～ 2,992,000	3,036,001 ～ 3,372,000	3,416,001 ～ 3,752,000	3,796,001 ～ 4,132,000
		6分位	2,232,001 ～ 2,568,000	2,612,001 ～ 2,948,000	2,992,001 ～ 3,328,000	3,372,001 ～ 3,708,000	3,752,001 ～ 4,088,000	4,132,001 ～ 4,468,000

注) 次の場合は、上記の早見表は使用できませんのでご注意ください。

(1) 特定扶養、老人扶養、障害者、特別障害、ひとり親、寡婦控除があるとき。

※令和5年4月1日現在の収入基準等の早見表です。

●新たに就職・転職した方の年間所得計算について

前年度中に転職した場合、転職後の職場（□□株式会社）での収入を計算して、今後1年間の収入を計算します。

<長崎太郎さんの就労状況>

- ・令和4年3月31日で退職
- ・令和4年4月1日から□□株式会社に転職
- ・前職の令和4年収入は600,000円

□□株式会社の収入は、 $2,470,000 - 600,000 = 1,870,000$ 円
これは、令和4年4月から12月の9ヶ月の収入のため、1年間(12ヶ月)の収入に換算すると、 $1,870,000 \div 9 \times 12 = 2,493,333$ 円が太郎さんの年間収入と計算されます。
所得税法上の計算式に当てはめると、太郎さんの所得金額は、1,664,400円となります。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票
長崎市西山台1丁目3-2-201
氏名 ナガサキ タロウ
長崎 太郎
給与・賞与 2,470,000 1,647,600
収入金額 600,000円
令和4年3月31日退職
* 4 4 1 * 43 1 1
長崎市江戸町 99-99
株式会社